（略）	（略）	
1894	（略）	
1894の２	ペルフルオロ（ヘキサン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＨｘＳ）	
1895	（略）	
（略）	（略）	
1958	（略）	
1958の２	ポルトランドセメント	
1959	（略）	
（略）	（略）	
1994	（略）	
1994の２	メタクリル酸１－ヒドロキシプロパン－２－イル及びメタクリル酸２－ヒドロキシプロピルの混合物	
1995	（略）	
（略）	（略）	
2008	（略）	
2008の２	メタホウ酸バリウム	
2009	（略）	
（略）	（略）	
2027	（略）	
2027の２	２－メチル－４－イソチアゾリン－３－オン	
2028	（略）	
（略）	（略）	

（略）	（略）	
1894	（略）	
（新設）	（新設）	
1895	（略）	
（略）	（略）	
1958	（略）	
（新設）	（新設）	
1959	（略）	
（略）	（略）	
1994	（略）	
（新設）	（新設）	
1995	（略）	
（略）	（略）	
2008	（略）	
（新設）	（新設）	
2009	（略）	
（略）	（略）	
2027	（略）	
（新設）	（新設）	
2028	（略）	
（略）	（略）	

第二条　労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （がん原性物質に関する記録の保存） **第三十三条**　事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（当該健康診断に係るリスクアセスメ	**附　則** （新設）